

広島県動物愛護センターにおける 収容・譲渡業務等のあり方

平成 30 年 3月

広島県健康福祉局

はじめに

県動物愛護センター（以下、「動物愛護センター」という。）が設置された昭和 55 年当時は、野良犬猫が非常に多く、公衆衛生上の問題もあり、その役割は、主に野良犬の捕獲、犬猫の引取、収容、殺処分を効率的に行うことでありましたが、その後、動物が単なる愛玩の対象ではなく、家族の一員、人生の伴侶であるとの認識が広まり、全国的に殺処分削減に向けた機運が高まっています。

そのような中、平成 25 年 9 月、「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正施行され、「都道府県知事等は、殺処分がなくなることを目指し、収容した犬猫の返還譲渡に努めなければならない」旨の規定が追加されました。

このような社会情勢の変化を受け、動物愛護センターにおいても、できるだけ多くの犬猫を返還譲渡するために収容期間を延長するなど、求められる役割や、実施すべき業務が変化してきています。

本県では、平成 20 年 3 月に策定した「広島県動物愛護管理推進計画」に基づき、動物愛護管理に係わる全ての主体が各種施策に取り組んできたことにより、犬猫の殺処分頭数は大幅に削減されました。更に、平成 28 年度には動物愛護団体による殺処分対象の犬猫の全頭引取が開始され、現在は、犬猫の殺処分が事実上ない状態（※）になっています。

しかし、依然として動物愛護センターに収容される犬猫の頭数は多く、その結果、殺処分対象となる犬猫の頭数も多い状況にあります。殺処分対象となる犬猫の頭数を減らすためには、「地域猫活動」等の収容頭数の削減対策に重点的に取り組むとともに、動物愛護センターから個人の方等へ譲渡する頭数を増やすことが大変重要となります。

しかしながら、現在の動物愛護センターは、収容した犬猫の個別管理ができる構造となっておらず、犬猫の感染症対策に課題があります。また、譲渡用犬猫の効果的な展示施設もない等、収容した犬猫の返還譲渡頭数を増やすためには課題の多い施設となっています。

以上の状況を踏まえて、本県の動物愛護管理業務をどのように展開していくべきかを「広島県動物愛護管理推進協議会」に諮り、本県の「目指す姿」とそれを実現するために、本県が推進していく取組等をとりまとめました。

今後、各主体と連携し、これらの取組を推進してまいります。

※ 重度の怪我や病気で治癒の見込のない犬や猫は、動物福祉の観点から、獣医師である動物愛護センター職員が診断して安楽死させることができます（H28 年 8 月以降は炭酸ガスによる殺処分は行っていません）。また、収容中に死亡する犬や猫もいます。これらは、国の統計では殺処分として計上されます。

平成 30 年 3 月 広島県健康福祉局長

I 目指す姿

「人と動物との調和のとれた共生社会※」の実現

※県民に「動物愛護」と「適正飼養」の考え方が浸透して次の状態が保たれている

- 動物を愛護する気風が招来され、動物の虐待や遺棄がない。
- 動物が適正に取り扱われ、動物による被害・迷惑のない状態が維持されている。
- 殺処分対象の犬猫がゼロとなり、その状態が維持されている。
 - ・県内の動物愛護センターに収容される犬猫が少ない。
 - ・収容した犬猫については、元の飼い主へ返還又は一般家庭や団体へ譲渡されている。

II 動物愛護管理・狂犬病予防業務

1 動物愛護管理業務

(普及啓発、犬猫の引取・譲渡・殺処分、動物取扱業の監視指導等)

動物の愛護：動物を愛護する気風を招来し、生命の尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資する。

動物の管理：咬傷事故・苦情等の動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止する。

2 狂犬病予防業務（放浪犬の保護等）

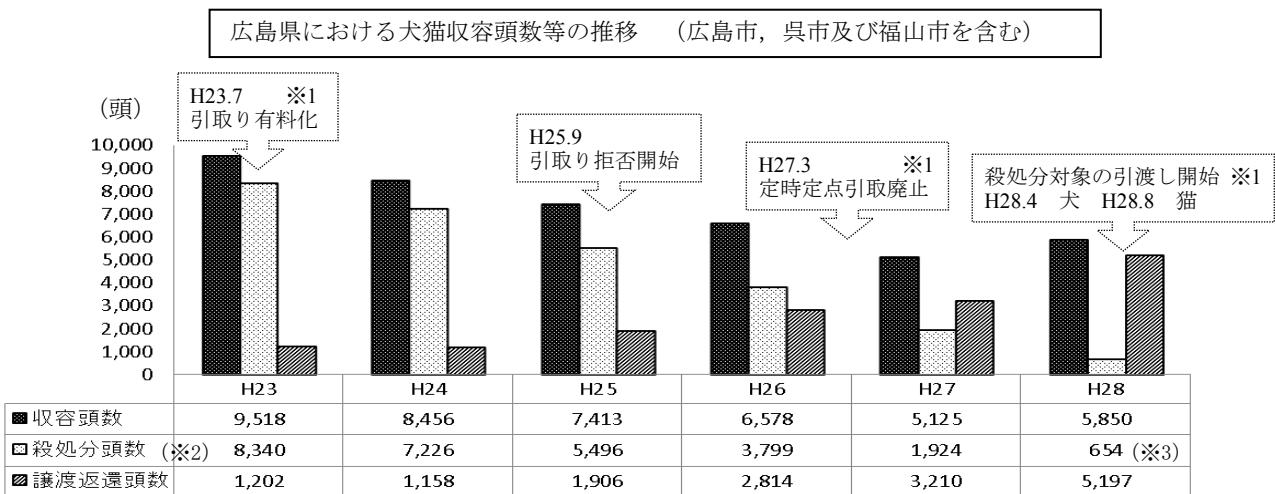
死亡率100%の狂犬病を予防する。

※動物愛護センターについて

「狂犬病予防法」に基づく業務については、当初、各保健所において執行されていたが、昭和48年に「動物の保護及び管理に関する法律」が公布されたことに伴い、この法律と密接な関係にある狂犬病予防業務について、効率的な処理体制の確立と運用の根本的な改善を図り、両業務に一体的に対応するため、昭和55年4月に広島県行政組織規則に基づく行政機関として設置された。

III 現状

本県では、平成 20 年 3 月に策定した「広島県動物愛護管理推進計画」に基づき、各主体が協働して各種施策に取り組んだ結果、犬猫の殺処分頭数は大幅に削減された。また、平成 28 年度には、県内の動物愛護団体からの殺処分対象犬猫の引取りの申し出を受け、犬については平成 28 年 4 月、猫については平成 28 年度 8 月から、犬猫の殺処分が事実上ない状態になっている。



※1 県動物愛護センターの施策。

※2 炭酸ガスによる殺処分、病気や怪我により治癒の見込みがない犬猫の安楽死処分、引取り後の死亡等を計上。

※3 H28 年 8 月以降は炭酸ガスによる殺処分は行っていない。

IV 課題と対策

本県では、犬猫の殺処分が事実上ない状態になっているが、動物愛護センターに収容される犬猫の頭数は依然として多く、その結果、殺処分対象となる犬猫の頭数が多いことが課題である。殺処分対象となる犬猫の頭数を減らすためには、**収容頭数の削減対策を強化**するとともに、**更なる返還譲渡の促進**を図る必要がある。

収容頭数削減対策については、動物愛護センターに収容される犬猫の大部分が飼主不明の犬猫（野良犬猫）であることから、野良犬猫対策が重要である。

※平成 28 年度 動物愛護センターの収容頭数

	飼い主不明	飼い主から引取り	合計
犬	1,531 頭 (98%)	39 頭 (2%)	1,570 頭
猫	898 頭 (97%)	26 頭 (3%)	924 頭
合計	2,429 頭 (97%)	65 頭 (3%)	2,494 頭

また、返還譲渡を促進する上で、現在の動物愛護センターには、施設的に次のような課題がある。

- ①収容した犬猫の個別管理ができる構造ではないため、十分な犬猫の感染症対策が困難である。
- ②病気やけがをした犬猫に対して十分な治療ができる施設がない。
- ③譲渡用犬猫の効果的な展示施設がない。
- ④公共交通機関がなく、地理的にも利便性が悪い。

V 主な取組内容（●：重点的に実施する取組）

《収容頭数の削減対策》

1 平成 30 年度から実施する取組

● 飼い主のいない猫対策

飼い主のいない猫の増加を防止するため、地域猫活動や、飼い主のいない猫への不妊去勢活動を支援する。

(具体的取組)

- ・ガイドライン（H27.11策定）に基づく地域猫活動について、地域猫の不妊手術を無料で実施する。
- ・野良猫TNR活動のモデル事業を実施し、活動の普及啓発資料とする。

● 適正飼育指導の強化

飼い主への適正飼育指導を強化し、飼犬猫の遺棄や逸走を防ぐ。

(具体的取組)

- ・センターが行う飼育講習会の受講範囲拡大
- ・関係団体・業者への飼育講習会実施依頼
- ・飼主責任の強化（条例改正等）

●マイクロチップ装着の推進

飼犬猫へのマイクロチップ装着を推進し、遺棄や逸走犬猫の野良犬猫化を防ぐ。

(具体的取組)

- ・センターから個人へ譲渡する犬猫にマイクロチップを挿入する。

● 野良犬猫引取りの厳格化

所有者の判明しない犬猫の引取依頼者から、依頼理由や状況等を聞き取り、野良犬猫の生息状況や、エサやりの状況等を把握し、対策を検討

● 市町・地域住民との協働による野良犬対策強化

野良犬の頭数を削減することにより、人への迷惑・危害及び、将来的にセンターに搬入される犬の頭数の削減を図る。

(具体的取組)

- ・野良犬の保護・収容について、地元の協力を得ながら計画的に実施するとともに、地域に対して、野良犬を増やさないための環境づくりや、飼い犬の適正飼育指導を実施する。

2 引き続き実施する取組

○ 市町への補助金交付

地域住民とともに地域に生息している野良犬・野良猫を減らすための対策に取り組む県内の市町（広島市、呉市及び福山市を除く。）に対し、補助金を交付する。

※平成 30 年度予算：400 万円（1 市町あたり上限 20 万円×20 市町）

○ 引取拒否規定の適正な運用

所有者からの引取り相談に対して、窓口指導を実施

○ 所有者からの引取手数料の徴収

生後 91 日未満 400 円、生後 91 日以上 2,000 円（平成 30 年 3 月 1 日現在）

○ 飼犬猫の不妊去勢手術の促進

講習会等において、不妊去勢手術の必要性を周知徹底するなどして、促進を図る。

《返還譲渡促進策》

1 平成30年度から実施する取組

- 登録団体等の範囲拡大
団体登録可能な施設（動物取扱業者等）を抽出し、協力を依頼する。
- 団体等の活動周知協力
必要に応じて、登録団体の譲渡会等の活動周知の協力を行う。

2 引き続き実施する取組

- 業務内容の積極的な広報及び収容動物の具体的情報のHPへの掲載
業務内容を積極的に周知することにより、利用者の増加を図るとともに、譲渡対象を含む収容動物の具体的な情報をHPに掲載し、返還譲渡の促進を図る。

3 施設整備が必要となる取組

- 収容犬猫の健康管理・感染症予防の強化及び負傷疾病動物の適切な治療
感染症対策を含めた健康管理を適切に行うとともに、負傷疾病動物に適切な治療を施す。
- 県民が気軽に来所しやすい施設への転換及び譲渡動物の効果的な展示
多くの県民が見学に訪れ、1頭でも多くの譲渡が行われるよう、譲渡対象犬猫の効果的な展示を行う。
- 譲渡犬猫の不妊去勢手術の実施
譲渡犬猫の不妊去勢手術の対象及び実施方法について検討する。

《動物愛護教育の強化》

1 引き続き実施する取組

- 動物愛護教育（動物愛護イベント、動物愛護教室、飼育講習会等）の充実
各種団体やボランティア等と協力し、開催場所の拡大や内容の充実を図る。

2 施設整備が必要となる取組

- 広く県民への動物愛護教育の実施
広く県民に対して動物愛護教育を実施できるよう、多くの県民が訪れる、明るくて楽しい雰囲気の施設への転換を図る。

VI 施設整備

返還譲渡促進策の実施に必要な施設機能を備えるため、動物愛護センターを空港周辺の県有地に移転整備する。

(平成 30 年度は、移転整備候補地の土地造成設計を実施する。)

※返還譲渡を促進するために必要な施設・設備等

項目	必要な施設・設備等
設備	感染症対策を含めた健康管理を適切に行うことができる施設・設備 (検疫室、隔離室、グルーミング室、個別管理可能な設備 等)
	所有者不明の負傷動物の応急措置や治療を適切に行うための処置室
	不妊去勢手術に必要な施設・設備
	効果的な展示が可能となる施設
立地	県民が来所しやすい便利な場所

※移転整備候補地

